

ピッシングに関する実態調査結果について

平成17年11月
厚生労働省食品安全部

1 調査の趣旨

ピッシングについては、これにより破壊された脳及びせき髄組織が血液循環を介して枝肉を汚染する可能性が指摘されており、また、「我が国における牛海綿状脳症(BSE)対策に係る食品健康影響評価」(平成17年5月6日内閣府食品安全委員会)において、「食肉のBSEリスクをさらに低減させるため、ピッシングの中止に向けて、具体的な目標を設定し、できる限り速やかに進める必要がある。」とされている。

厚生労働省としては、従来から食肉の安全性の確保と従事者の安全確保の両立に配慮しつつ、廃止に向けて取り組んでいるところであり、本年4月には、ピッシング中止への取り組みの更なる推進を図るため、ピッシングを実施していない施設の事例集を作成するとともに、各自治体を通じて今後3年間のと畜場毎の対応方針の作成を依頼し、今般、その結果を取りまとめた。

2 調査結果(平成17年9月末現在)

(1)ピッシング中止施設数

	中止している施設	中止していない施設	合計
平成16年10月末時点	45(28%)	115(72%)	160
平成17年9月末時点	63(39%)	98(61%)	161

○ 中止していない98施設におけるピッシング中止予定

- | | | |
|------|-----------------|-------|
| (内訳) | ・ H17年度中に対応完了予定 | 4 施設 |
| | ・ H18年度中に対応完了予定 | 16 施設 |
| | ・ H19年度中に対応完了予定 | 73 施設 |
| | ・ H20年度中に対応完了予定 | 5 施設 |

(2) 各自治体毎の対応

	完全に中止をしている自治体	一部の施設が中止している自治体	ピッシングを中止していない自治体	合計
平成16年10月末時点	7(9%)	17(22%)	52(68%)	76
平成17年9月末時点	17(22%)	15(20%)	44(58%)	76

○ 全ての施設でピッシングを中止している17自治体(カッコ内は管轄する施設数)

宮崎県(6)	青森県(4)	三重県(4)	群馬県(2)	岡山県(2)
愛媛県(2)	函館市(1)	宮城県(1)	秋田市(1)	秋田県(1)
山梨県(1)	浜松市(1)	岐阜市(1)	広島県(1)	佐賀県(1)
熊本市(1)	鹿児島市(1)			

○ 一部の施設でピッシングを中止している15自治体(中止施設数/全施設数)

鹿児島県(8/13)	北海道(3/10)	沖縄県(2/5)	兵庫県(3/4)	東京都(2/4)
長野県(2/4)	岐阜県(2/4)	埼玉県(1/4)	徳島県(1/4)	山形県(2/3)
長崎県(2/3)	福岡県(1/3)	熊本県(1/3)	静岡県(1/2)	大分県(1/2)

3 今後のピッシング中止頭数(推計)

	ピッシングを実施している施設数	ピッシングを実施していない施設数	ピッシングを実施していない施設の割合	ピッシングを実施していない牛のと畜頭数の割合
平成16年10月末時点	116	45	28%	18%
平成17年9月末時点	98	63	39%	27%
平成17年度末時点(予定)	94	67	41%	28%
平成18年度末時点(予定)	78	83	52%	38%
平成19年度末時点(予定)	5	156	97%	96%
平成20年度末時点(予定)	0	161	100%	100%

※ 頭数は平成16年度中のと畜頭数(約127万頭)をもとに推計